

1 設問 1 小問 1

2 第 1 回答の要旨

3 ①総会 1 の開催をやめるよう求める手段は、明文の規定がな
4 い。②解釈上も、明確に認められる手段は存しない、と回答す
5 る。

6 第 2 回答の理由

7 1 本件臨時株主総会 1

8 本件臨時株主総会 1 は、「6 か月前」から、「3 /100 以上の議
9 決権」を保有する株主乙が招集請求（297 条 1 項）をしたのに
10 対し、甲が所定の期間に対応をしなかった（297 条 4 項 1 項 1
11 号、2 号）ため、乙が裁判所の許可を経て、招集するものであ
12 る（297 条 4 項）。

13 2 ①明文の規定がないこと

14 385 条 1 項は、違法行為の差止請求権を規定する。しかし、
15 385 条 1 項の主語は、「取締役」である。本件では、招集を株主
16 が行うため、385 条 1 項は適用できない。

17 3 ②解釈上の手段

18 設問 1 小問 2

19 第 1 E の立場において考えられる主張

20 1 E は甲社の「株主」（831 条 1 項柱書）であり、決議の日（10
21 月 20 日）から「3 か月以内」に、甲を「被告」（834 条 17 号）
22 として、決議取消訴訟を提起する。

23

コメントの追加 [英杉 1]: 主語は監査役である。

コメントの追加 [英杉 2]: ここからが本問の中心部分だが??

2 取消事由として、①決議方法の定款違反（831条1項1号）
として利益供与（120条1項）、②決議方法の著しい不公正（831
条1項1号）があることを主張する。

第2 主張の当否

1 ①利益供与

利益供与の趣旨は、会社財産の健全な運営、公正の確保にあ
る。そこで、利益供与にあたるか否かは、①株式会社が、当該
株式会社又はその子会社の計算により、②株主又は適格旧株主、
当該株式会社の最終完全親会社等の株主の③権利の行使に関し、
④財産上の利益を供与したこと、により判断する。

本件についてみると、「乙」が1000円相当の商品券を贈呈す
るとしている。乙はあくまで株主であり、条文上、120条に該
当しない。また、120条の趣旨からも株主が商品券を贈呈して
も、会社財産の健全な運営、公正を害するともえない。

したがって、利益供与にはあたらない。

2 決議方法の著しい不公正

(1) しかし、乙の行為は「決議方法の著しい不公正」にあたる。

(2) 「特別の利害関係を有する株主」とは、問題となる議案の
成立により他の株主と共通しない特殊な利益を獲得し、又は
不利益を免れる株主、をいう。

本件についてみると、乙社提案の各議題の成立に関する議
題であり、乙社の特殊な利益に関する議題といえ、特別の利
害関係を有する株主といえる。

コメントの追加 [英杉3]: 法令違反で
は？

コメントの追加 [英杉4]: 日本語は正確
に

コメントの追加 [英杉5]: 抽象的でわか
らない

コメントの追加 [英杉6]: これは条文の
要件

コメントの追加 [英杉7]: 本問に関係な
いのでは？

コメントの追加 [英杉8]: なぜ？

コメントの追加 [英杉9]: 831条1項3
号と混同している

1 (3) 「したことによって」とは、因果関係を有することをいう。

2 また。「著しい不当」とは、特別利害関係人以外の人に著しい
3 不利益が生じることをいう。

4 本件についてみると、各議案の結果、取締役3名、監査役
5 3名が解任されており、職を失うという著しい不利益を受け
6 ているといえる。そして、乙は自社提案の議題に賛成する者
7 には1000円を贈呈するとしている。従前にはこのような特
8 典はなく、例年よりも行使された議決権の割合が高かったこ
9 とからも株主に強い経済的誘惑をなっていえ、因果関係を有
10 するといえる。

11 (4) なお、「著しく不公正なとき」は、裁量棄却(831条2項)で
12 きない。

13 第3 結論

14 以上より、Eの主張する株主総会決議の取消の訴えは認めら
15 れる。

16 設問2

17 第1 丙社の立場において考えられる主張

18 1 本件株式併合は、既に効力を生じている。そこで、事後の手
19 法を検討することとなる。株式併合には承認決議(180条2号、
20 309条2項4号)が必要である。そこで、承認決議に無効又は取
21 消事由が存すれば、株式併合も当然に無効になると解する、
22
23

コメントの追加 [英杉10]: 設問1は主
要な論点を落としていたり、条文を誤
読しており、ほとんど点数が入らない
と思われる。

第2 主張の当否

1 決議の無効(830条2項)

(1) 決議の無効事由は法定されていない。しかし、決議が無効となれば影響は多者に及び法的安定性を害することから、重大な定款又は法令違反に限定するべきと解する。

(2) 株主平等原則(109条1項)

株式平等原則とは、株主としての資格に基づく法律関係について、株主は、その有する株式の内容及び数に応じて、平等の取り扱いを受けるとする原則をいう。しかし、2号にも規定されているように、すべての法律関係について同一の取り扱いを求めては、株主共同の利益に反する場合もある。そこで、株主共同の利益に、必要であり、かつ相当な手段であれば、株主平等原則には反しないと解する。

本件についてみると、本件株式併合は、甲社を狙い撃ちして締め出すものであり、原則として株主平等原則に反するようには思える。しかし、本件株主併合は、丙が自身の子会社に技術やライセンスを提供することを求めたことが端緒となっている。会社にとって技術やライセンスは生命線であり、流出すれば企業価値を既存し、株主共同の利益を害する可能性があった。技術流出を阻止することは株主共同の利益のために必要であったといえる。また、本件株式併合では、端数株が生じる場合には、公正と認められる価格で買い取りがなされていた。丙には経済的な補償もあり、手段も相当といえる。

コメントの追加 [英杉11]: 830条2項に法定されているので、明らかな誤り。

コメントの追加 [英杉12]: 唐突

コメントの追加 [英杉13]: 2号とは？

（３）したがって、決議は平等原則に反しておらず、無効事由とはならない。

２ 決議の取消し

（１）丙は株主（831 条 1 項 柱書）であり、決議の日から 3 か月以内であれば、甲を被告として提起することとなる。

（２）特別の利害関係を有する者（831 条 1 項 3 号）

本件についてみると、丙は端数株主となるが、A は 1 株、C も端数株主となるものであり、A が他の株主と共通しない利益をえるとは **いえない**。

（３）したがって、決議は特別の利害関係を有する者にあたらない。

第 3 結論

以上より、丙社による、本件株式併合の効力を争う主張は認められない。

コメントの追加 [英杉 14]: 唐突

コメントの追加 [英杉 15]: ??

以上

コメントの追加 [英杉 16]: 全体として、条文の理解が明らかに誤っている点が複数あり、問題提起が適切になされておらず何について論じようとしているのか不明であること、規範定立もほぼなされていないことから、主要な論点をほとんど落としていることから、点数はほとんど入らないと思われます。